

【建物災害共済】

1. 共済契約できる物件（共済の目的の範囲）

役場、学校、公民館、美術館、体育館、図書館、公営住宅、病院、ごみ焼却場
上下水道施設など委託団体が所有、使用又は管理する建物、工作物、動産

2. 共済責任額とてん補責任

共済金は、損害の生じたときにおける共済の目的の再調達価額によって算出した損害額とし、共済責任額を限度とする。なお、共済責任額が再調達価額に達しないときは、その割合に応じて算出（比例てん補）される。

次に掲げる損害に対し、共済金が給付される。

- ① 火災による損害
- ② 落雷による損害
- ③ 破裂又は爆発による損害
- ④ 建物又は工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害
- ⑤ 車両の衝突又は接触による損害
- ⑥ 破壊行為による損害
- ⑦ 不測かつ突発的な事故によって建物に定着するガラスについて生じた破損損害
- ⑧ 風水害による損害（通常共済金の100分の50相当額）
- ⑨ 雪害による損害
- ⑩ 土砂災害による損害

3. 災害見舞金

共済の目的に地震、噴火又はこれらによる津波によって損害が生じた時、災害見舞金を給付する。

見舞金の額は、共済責任額を限度とし、通常共済金に100分の50を乗じた額とする。ただし、1回の災害について生じた損害の額が、3万円以上の場合に限り給付する。